

## 8 酒 税

### 統計表を見る方のために

統計表の構成や順序はほぼ前年に準じており、収録されている計数は従来のものと継続して利用することができる。

#### 1 利用上の注意

これらの統計表は、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間の移出による課税事績及び平成 16 年 3 月 31 日における調査時点の事績を示したものである。

#### 2 用語の説明

特定税率適用とは、アルコール分が 13 度未満のもの（発泡性を有するものに限る。）に対する税率適用のものをいう。

酒税法第 30 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項とは、酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等をいう。

未納税移出とは、製造場から移出するとき酒税の免除を受けて移出することをいう。

媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいい、営利を目的とするかどうかは問わない。

代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいい、営利を目的とするかどうかは問わない。